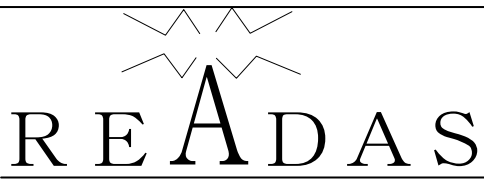


第 4453 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2012年)平成24年 3月29日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

契約社員に支給した期間満了時の慰労金

Q：契約社員が期間満了時に支給された慰労金が退職所得かどうかで争われていた事件があるそうですが、どうなりましたか？

A：退職所得になると判断されました。

【解説】

この事件は、契約社員が契約満了時に慰労金名目で金員が支給された際に、法人が給与所得としての源泉徴収をしていたが、請求人は退職所得と判断して確定申告をしたところ、原処分庁から給与所得に該当するとして更正処分されたことから審査請求に及んだというものです。

原処分庁は、請求人が勤務していた法人の就業規則には契約社員には退職金を支給しない旨の規定があったことから給与所得に該当すると主張しました。

しかし、審判所は、その金員が退職所得に当たるためには、①退職すなわち勤務関係の終了という事実によって初めて給付されるものであること、②従来の継続的な勤務に対する報償ないしその間の労務の対価の一部の後払いの性質を有するものであること、③一時金として支給されるものであることの各要件を具備する必要があると判断した上で、この場合の慰労金は退職つまり勤務関係の終了という事実によって初めて支給され、かつ、一時金として支給されていることから、退職所得に該当するとして原処分庁の主張を斥ける裁決をしました。

